

# 阪神港大阪区第五区锚地の制限について

令和8年2月15日（日）に予定している暫定主航路中央部の海底管撤去工事に伴い、下図のとおり第五区锚地内に迂回路が設定されるため、以下のとおり第五区锚地の制限を行います。

## 【第五区锚地の制限内容】

### ●期間

**令和8年2月12日（木）午前9時から同月15日（日）午後5時まで**

### ●锚泊隻数

**上限7隻**（平常時は11隻）

※上限に達した場合等、堺泉北区锚地に指定します。

### ●锚泊場所

大阪南港南防波堤灯台から233度に引いた線以南の第五区内（下図参照）。

期間中は**“必ず迂回路を避けて锚泊”**願います。

## 【留意事項】

- 総トン数500トン以下の船舶も迂回路を避けての锚泊にご協力願います。
- 锚泊及び迂回路航行に際しては、警戒船及びおおさかポートラジオからの情報にご留意願います。
- 海底管撤去工事の予備日は令和8年2月22日(日)、3月1日(日)です。  
(順延は次回日曜日)
- 2月15日の前後の日で暫定主航路北側及び南側海域（下図黒塗部（主航路部除く））においても海底管の撤去が行われます。

## 工事中の第五区（锚地）の状況

